

令和3年1月28日

教育委員会第1回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第1回定例会記録

◇開会年月日 令和3年1月28日(木曜日) 午後 1時45分開会
午後 2時17分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多貴子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局次長	佐 藤 由 美 君	事務局次長 (教育改革担当)	稲 井 浩 樹 君
教育総務課長	石 井 透 公 君	学校教育課長	山 内 芳 明 君
学校安全推進課 指導主事	星 一 義 君	学校管理課長	今 野 順 子 君
生涯学習課長	橋 本 泰 仁 君	複合文化施設 開設準備室長	千 葉 正 喜 君
体育振興課長	阿 部 洋 君	雄勝公民館長	及 川 剛 君

◇書 記

教育総務課 課長補佐	阿 部 潤 君	教育総務課 課長	三 浦 麻 里 子 君
教育総務課 主任主事	久 光 雄 介 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市民会館及び石巻文化センターの廃止について

- ・石巻市民プール及び雄勝グラウンドの廃止について
- ・石巻市雄勝B & G海洋センターの廃止について
- ・石巻市雄勝体育施設の指定管理者の指定について

報告事項

報告第1号 令和4年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び日程について

審議事項

第1号議案 石巻市複合文化施設条例関連規則の制定方針について

第2号議案 職員の処分について

その他

午後 1時45分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和3年第1回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、阿部委員にお願いいたします。
よろしく申し上げます。

教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が5件、報告事項が1件、審議事項が2件及びその他となっております。
それでは、一般事務報告に入ります。
始めに、私から報告いたします。
新型コロナウイルス感染症対策関係について、先月の定例会後の経緯を時系列にまとめて報告いたします。

別冊2の1ページをお開き願います。

12月までの市内感染者は100名でございました。1月は中段以降になります。元日の101例目から、おととい1月26日現在で1月は41名となっております。下段の方にありますとおり、1月7日に、緊急事態宣言が1都3県に対して2月7日まで発出されております。2ページの1月13日、14日の日には、緊急事態宣言の対象区域が拡大され、11都府県となっております。

13日以降の発生状況としては、2ページの中段に、感染拡大防止のための情報提供ということで、建設業で女川町の現場事務所に患者が発生しております。波線で示したところがございます。

2ページの下にあります教育機関、高等学校での患者発生があり、クラスターとして二重線で表記しております。県では全て学生という表記で表しております。二重線で表記しているところがございます。本日まで23名の陽性者が確認されております。

3ページにまいりまして、その高校の関連で1月22日に10歳未満女子と10代の男子が陽性

と判明しております。該当校である開北小学校を1月23日より27日まで臨時休業といたしました。

保健所からの指導で、学級に応じ濃厚接触者若しくは接触者としてPCR検査が行われ、その後、昨日、児童及び放課後児童クラブ指導員の感染が確認されたため、27日までの臨時休業を31日まで延長しております。

4ページの23日の発生状況の一番下にありますが、放課後児童クラブの指導員ということです。今後、感染の状況を踏まえ、再開日を検討することにいたしております。また、学校内の消毒作業は保健所の指示を受け、既に終了しております。

まだ感染が続いております石巻高校のクラスターは、室内競技の部活動から派生していることにより、校長会や各関係機関並びにスポーツ少年団等の競技団体に感染拡大防止対策に万全を期すとともに、対外的な活動の自粛をお願いしております。

以上が新型コロナウイルス感染症対策関係の経過でございます。

次に、今月の学校、幼稚園の状況は、1月8日に第3学期の始業式を行い、順調にスタートを切りましたが、18日からの石巻高校の新型コロナウイルス感染症のクラスターの影響を多くの学校が受け、教育委員会として各学校と連携を取り、対応してきたところです。

なお、新年最初の行事でありました石巻市成人式は、新型コロナウイルス感染症防止対策に万全を期し、予定どおり開催できました。教育委員の皆様にも御参列いただき、感謝申し上げます。

また、19日に開催予定でありました宮城県市町村教育委員会教育委員・教育長研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から教育長のみの参加となり行われました。文部科学省からの資料は本日配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。

その資料の中身は、令和3年度から小学2年生の35人学級が随時進められることとなり、それに伴う教育改革の流れが中央教育審議会で検討されているところでございます。

次に、市議会第1回定例会の開会予定ですが、来月2月10日に開会し、3月17日までの予定であります。

以上で報告を終わります。

御質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

石巻市民会館及び石巻文化センターの廃止について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、石巻市民会館及び石巻文化センターの廃止についての報告を複合文化施設開設準備室長からお願いします。

開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） それでは、石巻市民会館及び石巻文化センターの廃止について御説明いたします。

表紙番号2の1ページを御覧願います。

始めに、②の背景と目的であります。東日本大震災により被災した石巻市民会館及び石巻文化センターについては、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、既存施設を廃止し、新たに複合文化施設として整備を進めており、本年4月から供用開始する予定としております。

その中で、目的でございますが、用途廃止し解体した両施設について、国の公立社会教育施設等災害復旧に係る現地調査が終了いたしましたことから、関係条例等の整理を行うものでございます。

③の根拠法令でございますが、石巻市民会館条例、石巻文化センター条例につきましては、今回廃止することで手続を行うことを予定しております。また、4つ目からの石巻市民会館施行規則、石巻文化センター管理規則、石巻文化センター使用料規則につきましても条例に併せて廃止する予定としております。

④の提案に至るまでの経過につきましては、御覧のとおりであります。

次に、⑤の主な内容であります。今回関係条例の整理を行う施設は、石巻市民会館と石巻文化センターとなります。両施設の概要といたしましては、御覧のとおりとなっております。

次に、⑥の実施した場合の影響・効果でございますが、両施設を廃止し、その機能を4月に供用開始予定の石巻市複合文化施設（まきあーとテラス）へ移行し、本市の中心的な文化施設としての利用促進を図るものとしております。

⑦の今後の予定であります。本年2月の市議会第1回定例会に両施設の条例の廃止及び各施設の名称が条項の中に含まれております暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について提案する予定としております。

また、3月には、各施設の条例に関連いたします管理規則等関係規則の廃止について手続を進める予定としております。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、御質問等はありませんか。

(「ありません」との声あり)

石巻市民プール及び雄勝グラウンドの廃止について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、石巻市民プール及び雄勝グラウンドの廃止についての報告を体育振興課長からお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（阿部 洋君） それでは、一般事務報告、石巻市民プール及び雄勝グラウンドの廃止について御説明いたします。

表紙番号2、一般事務報告資料の3ページを御覧願います。

②の両施設を廃止とする背景でございますが、東日本大震災により被災した石巻市民プール及び雄勝グラウンドについては、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、既存施設を廃止することとしています。

石巻市民プールは再建ではなく、施設の在り方を含め、今後の必要性を検討することとしており、雄勝グラウンドについては、雄勝中心部地区に雄勝体育施設として多目的運動広場の再建を進めており、令和3年4月から供用開始する予定でございます。

次に、目的でございますが、用途廃止し解体した石巻市民プール及び災害復旧事業に係る現地調査が終了した雄勝グラウンドの廃止に伴い、関係条例等の整理を行うものでございます。

③、④及び⑤の廃止する両施設の概要は、御覧のとおりでございます。

4ページに移っていただきまして、⑥の影響・効果でございますが、雄勝グラウンドはその機能を令和3年4月に供用開始予定である雄勝体育施設の多目的運動広場へ移行することにより、スポーツ、レクリエーション等の普及や市民の心身の健全な発達、福祉の増進が図られると考えております。

また、石巻市民プールの廃止については、市内に3か所公営の温水プールがあるほか、民営のプールもあり、また、石巻地区の中体連等の大会は東松島市で開催されていることから、廃止による影響はないと考えております。

⑦の今後の予定でございますが、2月開会予定の石巻市議会第1回定例会に、石巻市営運動場条例の一部改正及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について提案予定でございます。

説明は以上でございます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、御質問等ございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

石巻市雄勝B & G海洋センターの廃止について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、石巻市雄勝B & G海洋センターの廃止についての報告を雄勝公民館長からお願いいたします。

雄勝公民館長。

○雄勝公民館長（及川 剛君） それでは、石巻市雄勝B & G海洋センターの廃止について御説明いたします。

表紙番号2、一般事務報告資料の5ページを御覧願います。

②の施設を廃止する背景でございますが、東日本大震災により被災した石巻市雄勝B & G海洋センターについては、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、既存施設を廃止し、新たに雄勝中心部に雄勝体育施設として体育館、多目的運動広場、艇庫の再建準備を進めており、令和3年4月より供用開始する予定としています。

次に、目的でございますが、用途廃止し解体した石巻市雄勝B & G海洋センターは、国の災害復旧事業に係る現地調査が終了したことから、関係条例等の整理を行うものでございます。

③、④及び⑤の廃止する施設の概要等は、御覧のとおりでございます。

⑥の効果・影響でございますが、当該センターを廃止し、その機能を令和3年4月に供用開始予定である石巻市雄勝体育施設へ移行することにより、自然体験や海洋性スポーツなどを通じた健全な青少年育成が図られると考えております。

6ページを御覧ください。

⑦の今後の予定でございますが、2月開会予定の石巻市議会第1回定例会に石巻市雄勝B & G海洋センター条例の廃止及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について提案予定でございます。

以上でございます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

石巻市雄勝体育施設の指定管理者の指定について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、石巻市雄勝体育施設の指定管理者の指定についての報告を雄勝公民館長からお願いいたします。

雄勝公民館長。

○雄勝公民館長（及川 剛君） それでは、石巻市雄勝体育施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

表紙番号2、一般事務報告資料の7ページを御覧願います。

②の施設等を必要とする背景でございますが、東日本大震災により被災した石巻市雄勝B&G海洋センター及び雄勝グラウンドが壊滅的な被害を受けたため、新たに雄勝中心部に雄勝体育施設として体育館、多目的運動広場、艇庫の再建準備を進めており、令和3年4月より供用開始する予定としています。

次に、目的でございますが、本施設の管理・運営については、効果的かつ効率的に運営するため、指定管理者を指定するものであります。

③の根拠法令及び総合計画又は個別計画の整合性については、御覧のとおりでございます。

④の提案に至るまでの経過でございますが、令和2年12月の令和2年石巻市議会第4回定例会にて、当該施設の設置に関する条例等が可決したことを受け、早々に公募により指定管理者を募集し、説明会及び現地見学会を開催したところ、1団体からの申請があり、令和3年1月18日に指定管理者選定委員会を開催し、候補者を選定したものであります。

8ページを御覧ください。

⑤の主な内容についてでございますが、1の施設概要は記載のとおりです。

2の指定管理者候補者及び選定方法についてでございますが、選定候補者は、雄勝地区在住でございます公益社団法人MORIUMIUS、代表理事、立花貴氏。選定方法は、5名による石巻市雄勝体育施設指定管理者候補者選定委員会により選定を行い、総合点数の2分の1を獲得したため候補者として適格と判断したものであります。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

⑥の実施した場合の影響・効果でございますが、当該施設を指定管理者により管理運営するに当たり、民間事業者の専門性や創意工夫により市民サービスの向上と経費削減及び効率的な管理運営が図られるものであります。

財源措置については、記載のとおりです。

⑦の今後の予定でございますが、2月開会予定の石巻市議会第1回定例会に指定管理者の指

定及び指定管理料の債務負担行為の一般会計補正予算について提案し、議案可決後、基本協定を締結し、4月1日に当該施設の供用開始と併せ、指定管理者と年度協定を締結し、管理・運営を開始するものでございます。

以上でございます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

報告第1号 令和4年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び日程について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告事項に入ります。

報告第1号 令和4年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び日程についての報告を受けたいと思います。

学校教育課長からお願いいたします。

○学校教育課長（山内芳明君） それでは、報告第1号 令和4年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び日程について御説明申し上げます。

資料、表紙番号1の1ページから2ページを御覧ください。

令和4年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び日程につきまして、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第4条第1項第15号の規定により、令和2年12月25日付けで専決いたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

令和4年度石巻市立高等学校入学者選抜は、宮城県立高等学校、仙台市立高等学校とともに公立高等学校入学者選抜として行うことになっており、要項、問題、出題方針及び選抜方法が同一であることから同じ選抜方針及び日程となります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

第1号議案 石巻市複合文化施設条例関連規則の制定方針について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、審議事項に入ります。

第1号議案 石巻市複合文化施設条例関連規則の制定方針についてを議題といたします。
複合文化施設開設準備室長から説明をお願いいたします。

開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） それでは、石巻市複合文化施設条例関連規則の制定方針について御説明いたします。

表紙番号1の3ページを御覧願います。

先ほど石巻市民会館及び石巻文化センターの廃止についてにおいて関連条例等の整理に関し御報告させていただきましたが、その代替施設として整備されます石巻市複合文化施設マルホンまきあーとテラスにおきましては、新たな規則等の整備が必要となりますことから、今回その制定方針について御審議いただくものでございます。

①の目的といたしましては、令和元年9月に制定いたしました石巻市複合文化施設条例につきまして、施行期日を令和3年4月1日とするため、石巻市複合文化施設条例の施行期日を定める規則を定めるものでございます。

また、併せまして、教育委員会が施設の管理の方法について規定する石巻市複合文化施設管理規則と市長が使用料の減免等を規定する石巻市複合文化施設使用料規則を定めるものでございます。

2の主な内容を御覧願います。

まず、（1）の石巻市複合文化施設条例の施行期日を定める規則でございますが、石巻市複合文化施設条例につきましては、指定管理者の指定の手續やその他の複合文化施設を利用に供するための準備行為が必要であったため、令和元年9月25日に制定し、公布しております。

その中では、当該条例の施行期日について、施設の供用を開始するまでに1年以上の期間があり、その間に工事完成時期が変更となるおそれがあったことから、条例の施行日については、規則で定める日から施行するとしておりましたが、その後、施設の供用開始時期が確定したことから令和3年4月1日と定めるものでございます。

ただし、施設において大ホール、小ホール、市民ギャラリー及びそれに付随して使用する楽屋などの利用に関する規定については、令和3年6月1日から供用を開始する予定としておりますことから、施行期日を令和3年6月1日と定めます。

また、博物館の利用に関する施行期日につきましては、博物館の供用を開始するための準備が整う本年秋頃の予定で別に定めることとしております。

次に、（2）の石巻市複合文化施設管理規則につきましては、施設の管理に必要となる使用許可申請の手續や利用者などの遵守事項などについて定めるものでございます。

次に、（3）石巻市複合文化施設使用料規則につきましては、アの備品や舞台設備などの設

備使用料及び冷暖房料について、イの使用者が使用前に使用の取消しを申し出た場合の使用料の返還について、ウの使用料と博物館観覧料の減免、その他の必要な事項について定めることとしております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第1号議案 石巻市複合文化施設条例関連規則の制定方針については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第1号議案については、原案のとおり可決いたします。

第2号議案 職員の処分について

○教育長（境 直彦君） 次に、第2号議案 職員の処分についてを議題といたします。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。

第2号議案につきましては、人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第2号議案は秘密会で審議することといたします。

委員及び関係説明員以外の方々は退席をお願いいたします。

（秘密会開催）

その他

○教育長（境 直彦君） では、再開いたします。

審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、各課長方からお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） 教育委員の皆様におかれましては、成人式に対して何かと御多用の中、出席いただきましてありがとうございます。

7地区での参加内訳はお配りしております資料のとおりでございます。全体の出席率は73.7%と前年比9.5ポイントの減少となっております。

そしてまた、成人式から2週間以上が経過しましたが、参加者のコロナ罹患報告はなされておられませんので、無事に終了したことを改めて御報告申し上げます。

以上でございます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

そのほかございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、事務局からお願いします。

○事務局（阿部 潤君） 次回、2月の定例会につきましては、2月24日水曜日に開催する予定でございます。議会日程の関係上、時間につきましては、午後5時からの開催とさせていただく予定でございます。

場所につきましては、本庁舎4階庁議室で開催いたします。

○教育長（境 直彦君） 定例会の日程と重複いたしますので時間遅くなりますが、よろしくお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時17分閉会

教 育 長 境 直 彦
署 名 委 員 阿 部 邦 英